

同意書

私は、次のいずれかに該当することになったときは、返還命令に従い、既に交付を受けた就職応援金を返還することに同意します。

- (1) 就職応援金の交付申請時に提出した書類に偽りその他不正があったとき。
- (2) 就職応援金の交付決定を受けた日から起算して1年以内に退職したとき。
※出産、疾病、災害その他やむを得ない理由を除く。

年 月 日

住所

氏名

印

日田市保育士等就職応援金交付要綱（抜粋）

第4条 就職応援金の交付対象者(以下「交付対象者」という。)は、市内の認定こども園等に正規職員として新たに就職した者で、次の各号に掲げる要件のいずれも満たすものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 就職した日前1年以内に、市内の認定こども園等に正規職員として就職した実績のない者
- (2) 既に就職応援金の交付を受けていない者

第11条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、就職応援金の交付の決定等の全部を取り消し、交付した就職応援金の返還を求めるものとする。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正な手段により就職応援金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (3) 就職応援金の交付を受けた者が、当該就職応援金の交付決定を受けた日から起算して1年以内に退職したとき。
ただし、出産、疾病、災害その他やむを得ない理由により市長が認めたときは、この限りでない。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき